



『SC』は シルバー人材センター、『県シ連』は 鹿児島県シルバー人材センター連合会、『全シ協』は 全国シルバー人材センター事業協議会
『高齢法』は 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の略です。 ☎ 0996-52-3363

謹んで
新春のお慶びを
申し上げます

旧年中は大変お世話になりました
本年センターにとりましては「フリーランス法施行を見
据えた契約方法の見直し」「事務所移転」「役員改選」
「組織改定」など大きな変革の年となります
関係者一丸となって取組み 昇竜の如く飛躍する年にし
たいと願っております
皆様のご健康とご多幸を心からお祈り申し上げますと
ともに変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し
上げます

郵便はがき

8 9 5 0 0 0 0

鹿児島県薩摩郡さつま町内

さつま町シルバー人材センター会員様
並びに関係者様

さつま町宮之城屋地七三七
公益社団法人
さつま町シルバー人材センター
理事長 轡轡直樹
外役員及び事務局職員一同

8 9 5 1 8 0 3

森林を守り育てることに
役立つ紙を使用しています。 ♻️ インクジェット紙

抽せん日1月17日/お年玉のお渡し期間1月18日～7月17日/くじ番号を切り取らずに郵便局にお持ちください。

B0000組 令和6年 お年玉 000000

1 新会員の紹介！

12月の入会者は男性・女性それぞれ1人の2名が入会されました。

したがって、令和5年度末の区切りとしての会員数は、男性196人、女性119人、計315人で、4年度末の300人を15人上回りました。

入会されたからには、できるだけ早めの就業機会を提供して参りたいと思いますが、既会員さんからも仕事や互助会同好会へのお誘いの言葉をかけてください。

No	新会員氏名	地域班(公民会)	年齢	性別	入会日	紹介会員
1	ふくやま みつこ 福山 光子	虎居班(轟原)	65	女	R5.12.19	—
2	たなか ひろかず 田中 廣和	湯田・時吉班(湯田上)	75	男	R5.12.19	新改 克幸(虎居班)

2 1月の入会説明会！

辰年最初の入会説明会は
大安吉日の**1月16日(火)**
午前9時からセンターで行います。



1月以降の入会費は下表
のとおり減額措置があり
ますので、お誘いの際は
お伝えください。

区分	4月～12月入会	1月入会	2月入会	3月入会	3月31日入会
SC会費	3,000円	2,000円	1,000円	1,000円	無料
会員互助会会費	1,000円	500円	500円	無料	—

3 もう一花咲かせませんか！ PART I ～ 剪定・整枝講習 受講生募集 ～

高齢者活躍人材確保育成事業の「剪定・整枝講習」が下記により実施されます。

シュロ縄の結束の仕方などは、日常の中で為になると思います。参加希望の方は申込期限が間近ですので、センターに早めに申込んでください。

講習期間	1月29日(月)～31日(水)の3日間	講習会場	薩摩川内市国際交流センター
講習時間	10:00～16:00	募集定員	10名
講習内容	①安全管理・安全衛生に関する知識 ②剪定使用機械工具の使い方 ③剪定・整枝作業 ④シュロ縄の結束の仕方 ⑤工具の使用後の手入れ		
受講対象者	◆SCの新規会員として就業していただける60歳以上の方 ◆SC会員で、新たな職種や業務内容を希望する方		
受講決定	◆申込締切後、書類審査のうえ、県シ連から受講可否の通知を郵送します。 ◆諸般の事情により、講習を中止する場合があります。		
受講料及びテキスト代	無 料	申込締切	1月15日(月) 必着



4 もう一花咲かせませんか！ PART II ～ スマホ講習 受講生募集 ～

高齢者活躍人材確保育成事業の「仕事に使えるスマホ講習」が下記により実施されます。

現在、ほとんどの方がスマホを使っていると思います。でも、“スマホ”って何？と聞かれたら答えられますか？スマホは「スマートフォン」の略で、意味は「賢い電話」ということです。

当センターでは、デジタル化推進事業に取り組んでいますが、スマホを対象にした配分金明細等センターの情報配信を行っています。この講習でスマホの操作スキルが上がること間違いなしですので、受講をお勧めします。



講習期日	2月14日(水)	講習会場	さつま町シルバー人材センター
講習時間	10:00～16:00	募集定員	10名
講習内容	①文字の入力方法 ②インターネットの使い方 ③“ギガ”とは ④カメラの使い方 ⑤LINEの使い方 ⑥写真貼付の方法 ⑦地図アプリの使い方 ⑧QRコードの読み取り方 ⑨安全安心なスマートフォンの利用について		
受講対象者	◆SCの新規会員として就業していただける60歳以上の方 ◆SC会員で、新たな職種や業務内容を希望する方		
受講決定	◆申込締切後、書類審査のうえ、県シ連から受講可否の通知を郵送します。 ◆諸般の事情により、講習を中止する場合があります。		
受講料及びテキスト代	無 料	申込締切	1月31日(水) 必着



上記の二つの講習を、個人的に受けることは、めったに機会もなく、難しく簡単には実現しません。しかもこれだけの内容で受講料が無料です。またとない機会ですので、お友達と一緒に受講してください。事務局からも是非お勧めします。

5 配分金と町県民税申告について！



令和6年度町県民税申告が、2月1日(木)から3月12日(火)まで各地区で行われます。それに備えまして、受託事業の就業実績のある方には、当事務局だよりと同封で配分金支払明細書を送付しました。**注) 派遣事業で支払われた賃金は給与所得になりますので、昨年末に県シ連から源泉徴収票が届いていると思います。**

ここでは、配分金と必要経費（控除）の関係についてお知らせします。

配分金は、所得税法上では「雑所得」として扱われますので、町県民税の申告が必要です。（1年間に得た配分金収入から、配分金収入を得るために支出した必要経費を差し引いた金額が「雑所得」になります。）

なお、会員全員の配分金データは町税務課に渡してはありますが、申告の際は配分金支払明細書を添えて申告してください。また、税の申告については、様々なケースがありますので、詳しくは申告会場の町職員にご相談ください。

配分金に係る**家内労働者等**の必要経費の特例

(注) 家内労働者とは、家内労働法に規定する家内労働者や、外交員、集金人、電力計の検針人のほか、特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人をいいます。SCの会員は一事業者であることから受託事業就業者は家内労働者になります。

① 収入が配分金だけの方

《家内労働者等の必要経費の特例の概要》

総収入金額（配分金）から実際にかかった必要経費を差し引いて計算されますが、家内労働者等の場合には、必要経費として55万円まで認められる特例があります。

《家内労働者等の所得が事業所得または雑所得のどちらかの場合の控除額》

実際にかかった経費の額が55万円未満のときであっても、所得金額の計算上必要経費が55万円まで認められます。

《家内労働者等に事業所得及び雑所得の両方の所得がある場合の控除額》

事業所得及び雑所得の実際にかかった経費の合計額が55万円未満のときは、上記と同様必要経費が合計55万円まで認められます。この場合は55万円と実際にかかった経費の合計額との差額を、まず雑所得の実際にかかった経費に加えることになります。

② 収入が配分金と給与のある方

《家内労働者などによる所得のほか、給与の収入金額がある場合》

給与の収入金額が55万円以上あるときは、この特例は受けられません。

給与の収入金額が55万円未満のときは、55万円からその給与に係る給与所得控除額を差し引いた残額と、事業所得や雑所得の実際にかかった経費とを比べて高いほうがその事業所得や雑所得の必要経費になります。

このため、給与の収入金額から控除する給与所得控除額が55万円以上ある場合（換言すると、給与の収入金額が55万円以上ある場合は）には、この特例の適用はありません。

6 初の試み「出前入会説明会＆就業相談会」！

初めての試みとして「出前入会説明会＆就業相談会」を開催します。

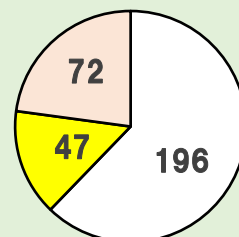
センターでは毎月第3火曜日に入会説明会を実施していますが、センターから遠距離にあり、また、入会率の低い鶴田・薩摩地区の方々に対して、普及啓発と就業機会の提供を図るものです。



鶴田地区	薩摩地区
2月17日(土) 午前9時～11時20分 鶴田中央公民館	2月17日(土) 午後1時30分～3時50分 薩摩中央公民館

1月18日(木)全戸配布の広報紙46号にも掲載しますので、「会員一人一会員確保運動」を意識され、お友達を誘って一緒に参加してください。みんなでお茶しながら、ゆっくりした時間をつくります。また、参加者には粗品を差し上げますので、お気軽においでください。

会員数12月末現在

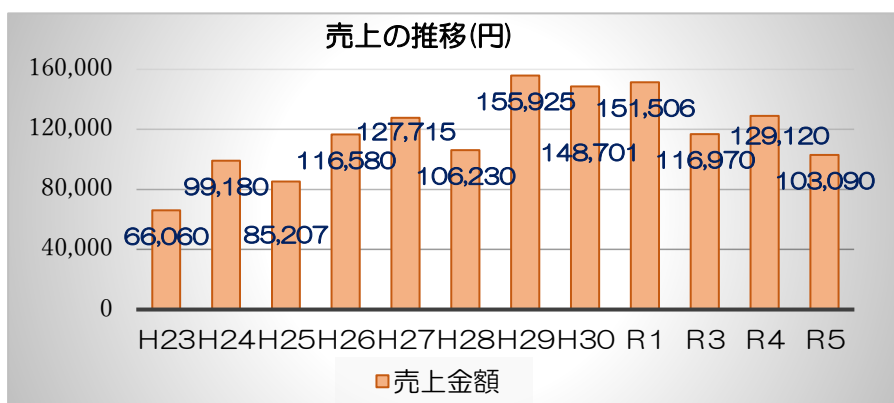
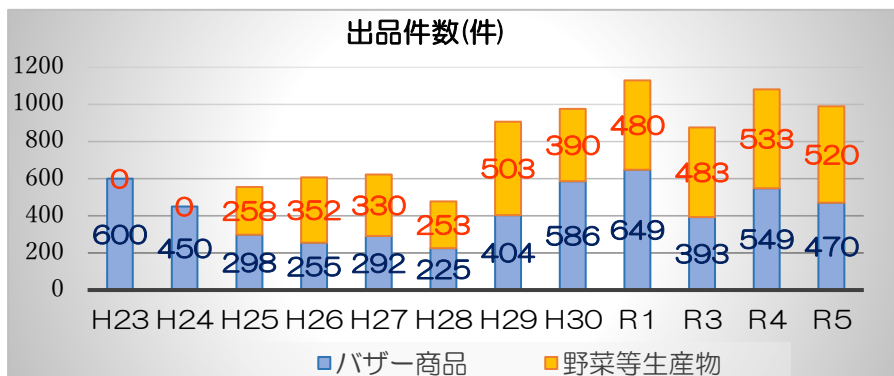


□ 宮之城地区 ■ 鶴田地区
□ 薩摩地区

7 まごころの店 今回も賑わいました！

12月27日(火)、第11回目の独自事業「まごころの店」を、宮之城暮れ市に併せて出店しました。当日は好天に恵まれ人出も多く賑わいましたものの、実績は下のグラフのとおり若干落ち込みました。

しかしながら、今回は若干変わった様相もありました。事務局だよりに、会員生産物の購買傾向を載せ、“試し”の出品を呼びかけたからでしょうか、会員生産物の初出品者が多いでした。ちょっと話が早いですが、今年の12月のまごころの店も、お試しフロンティア精神で参画してください。



8 県警さわやか号交通安全教室 受講者25人募集！

2月1日(木) 10時30分～ センター会議室で実施

年齢に応じた交通安全教室で、ドライビングシミュレーター運転適性診断や歩行者教育システムによる道路横断時模擬体験など自己診断ができます。

また、高齢者の免許更新時の高齢者講習及び認知機能検査にも触れてもらいますので、70歳前、75歳前の方には為になる事前講習になると思います。

受講希望の方は、1月19日(金)までにセンターに申込んでください。



9 ゴルフコンペ実施日訂正と再案内！

11月号でお知らせしましたが、次のとおり訂正し、あらためて案内します。

誤	正
2月8日(金)	2月9日(金)

◆会員互助会ゴルフコンペ さつまゴルフリゾート START10:32 参加料 1,000円

◆同好会員及びゴルフ愛好者で参加希望の方は、1月26日(金)までにお知らせください。

センター52-3363 外園良幸 090-8413-3323 小椎八重廣樹 070-7660-1675 又は 090-5024-4396

◆19ホール目のあがり(懇親会)も実施しますので、心してご参加ください。

